

2025年8月29日

各 位

会社名株式会社京都きもの友禅ホールディングス代表者名代表取締役社長浅香 竜也(コード番号 7615 東証スタンダード)問合せ先経営管理部長渡部 真由(TEL.03-3639-9191)

第三者割当による第5回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第6回新株予約権の 払込完了に関するお知らせ

当社は、2025 年8月 13 日開催の取締役会において決議した、第三者割当の方法による第5回新株予約権 (行使価額修正条項付)及び第6回新株予約権(以下、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を個別に又は 総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、本日、割当先である Cantor Fitzgerald Europe と の間で本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込が完了し たことを確認いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2025 年 8 月 13 日公表の「第三者割当による第 5 回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第 6 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株予約権の概要>

(1)	割当日	2025年8月29日
(2)	発行新株予約権数	137,000 個
		第5回新株予約権 98,000 個
		第6回新株予約権 39,000 個
(3)	発行価額	総額5,444,000円(第5回新株予約権1個につき46円、第6回新株予
		約権1個につき24円)
(4)	当該発行による	13,700,000株(新株予約権1個につき100株)
	潜在株式数	第5回新株予約権 9,800,000株
		第6回新株予約権 3,900,000株
		本新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条
		件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行
		使価額はありません。
		本新株予約権について、下限行使価額は47.0円(発行決議直前取引日
		の終値の50%)(以下、「下限行使価額」といいます。)ですが、下限
		行使価額においても潜在株式数は13,700,000株です。
(5)	調達資金の額	1,274,444,000 円(差引手取金概算額:1,259,094,000円)
		(内訳)
		第5回新株予約権
		新株予約権発行による調達額: 4,508,000円
		新株予約権行使による調達額: 829,080,000円
		第6回新株予約権
		新株予約権発行による調達額: 936,000円

		新株予約権行使による調達額: 439,920,000 円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された 場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株 予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行 諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又 は調整された場合には、調達資金の額及び差引手取概算額は増加又は 減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使 が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合に は、調達資金の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
	f使価額及び f使価額の修正条件	当初行使価額は、第5回新株予約権につき84.6円(発行決議直前取引日の終値の90%)、第6回新株予約権につき112.8円(発行決議直前取引日の終値の120%)です。 第5回新株予約権の行使価額は、2025年9月2日以降、第5回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下、「第5回新株予約権修正日」といいます。)の属する週の前週の最終取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「第5回新株予約権修正日価額」といいます。)が、当該第5回新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該第5回新株予約権修正日に、当該第5回新株予約権修正日価額に修正されます(修正後の行使価額を以下「第5回修正後行使価額」といいます。)。但し、かかる算出の結果、第5回修正後行使価額が下限行使価額である47.0円を下回る場合には、第5回修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。
	集又は割当方法 (割当先)	Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(8) 本	新株予約権の行使 開間	2025年9月1日から2028年8月29日までの期間
	護制限及び行使数 は制限の内容	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約を締結いたしました。 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第1項及び同規程施行規則第 436 条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、第5回新株予約権につき、以下の行使数量制限を定めております。 当社は所定の適用除外の場合を除き、第5回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2025 年8月 29 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る第5回新株予約権の行使(以下「第5回新株予約権制限超過行使」といいます。)を割当先に行わせません。 割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、第5回新株予約権制限超過行使を行うことができません。 また、割当先は、第5回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。

	割当先は、第5回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で第5回新株予約権の制限超過行使
	に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲
	渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させる
	ことを約束させるものとします。
(10) その他	当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意
	いたしました。
	・ 当社による本新株予約権の行使の停止
	・ 当社による本新株予約権の買戻
	・ 当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び
	同施行規則第 436 条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協
	会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、第5
	回新株予約権の行使制限措置を講じること
	なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事
	前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲
	渡された場合でも、上記の割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれ
	る旨が規定されております。

以 上